

平成26年1月30日

保護者の皆様へ

広島市立矢野中学校
校長 久保 芳彦

『学校感染症等治癒通知書』について(お知らせ)

厳寒の候、保護者のみなさまには、ますますご健勝にてお過ごしのことと存じます。

この度は、デリバリー給食による感染性胃腸炎の件で、大変ご心配、ご迷惑をおかけしました。心よりお詫び申し上げます。

本校では、健康観察、ノロウィルスの基礎知識・手洗い等の保健指導を行っている他、教職員による、教室・トイレ・手すりなどの消毒等を毎日実施し、蔓延防止に努めているところです。

さて、今日現在、感染性胃腸炎様の症状の生徒は減少し、学校で集団感染が広がる傾向は見られません。しかし、別の風邪症状の生徒が増え、インフルエンザの生徒が数名出ており、流行の兆しが見られます。

インフルエンザは、【学校において予防すべき感染症】(裏面参照)の一つで、本校では、学校保健安全法施行規則にそって出席停止措置をとっています。出席停止措置とは、感染症の流行を予防するために、人から人へ感染させる状態の期間は、集団の場へ入ることを避ける必要があることから、右面に示す出席停止期間の基準にそって、学校をお休みしてもらうことをいいます。ただし、この出席停止期間は欠席扱いにはなりません。

手順として、医師から登校の許可がおりたら、『学校感染症等治癒通知書』(下記の見本参照)に、必要事項を医師に記入してもらい、学校(担任)へお出し下さい。この『学校感染症等治癒通知書』は、各医療機関にあり、無料(一部の機関では有料)で記入していただけます。

尚、有料の診断書とは異なりますので、くれぐれもご注意ください。

もし、受診した医療機関に用紙がなければ、学校の職員室・保健室に置いてありますので、遠慮なくご連絡下さい。(Tel:888-0042)また、矢野中ナビのP.84のコピーや、矢野中ホームページからのダウンロードしたのも活用できます。

学校では、健康観察・保健指導等引き続き行い、予防に努めていきます。ご家庭におかれましても、日頃より感染症等の予防に努められ、また、インフルエンザの疑いがある場合は、速やかに医師の診察を受け、運動を控え、うがい・手洗い・保温・休養・加湿等、健康管理に十分留意されますようお願い申し上げます。

記

<見本>

【学校感染症等治癒通知書】			
広島市立矢野中学校	年	組	
名前			
病名 _____			
上記の病気で加療していましたが、感染のおそれもなく、集団生活ができる状態になりました。			
平成	年	月	日
医療機関名			

＜学校において予防すべき感染症＞

(太字でアンダーラインのところは H24. 4改正)

	病名	出席停止期間	
第2種	インフルエンザ	<u>発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで</u>	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	百日咳	<u>特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで</u>	
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	<u>耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで</u>	
	風疹(三日はしか)	発しんが消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで	
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
<u>髄膜炎菌性髄膜炎</u>			
第3種	流行性角結膜炎(はやり目)	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	急性出血性結膜炎(アポロ病)		
	腸管出血性大腸菌感染症(O-157)		
	コレラ		
	細菌性赤痢		
	腸チフス		
	パラチフス		
その他の感染症等	<p>その他の感染症とは・・・</p> <p>感染性胃腸炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症の他、手足口病、伝染性紅斑(リンゴ病)、ヘルパンギーナ、ウイルス性肝炎など多数。</p> <p>※ その他の感染症を出席停止にするかどうかは、感染症の種類や、地域・学校の状況を考慮し判断するため、必ず出席停止を行うべきというものではない。</p>		

『学校において予防すべき感染症の解説(文部科学省)』より